（略）	（略）	
するめいか大臣許可いか釣り漁業	2,831	
（略）	（略）	
第六～第八　（略）		

（略）	（略）	
するめいか大臣許可いか釣り漁業	2,631	
（略）	（略）	
第六～第八　（略）		

○国土交通省告示第千八十三号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第三条第一項及び第三項の規定により、別表のとおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定するので、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、公示する。

令和七年十二月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

名称　巨瀬川特定都市河川流域

区域　福岡県久留米市、うきは市のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域

（図面省略）

その関係図面は、九州地方整備局及び筑後川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

別表　巨瀬川特定都市河川

名称	区間	
	上流端	下流端
巨瀬川	左岸　うきは市浮羽町妹川字上元有三千百五十四番一地先 右岸　うきは市浮羽町妹川字下小坪三千五百四十五番一地先	筑後川への合流点
不動川	左岸　久留米市山本町耳納字今泉千六百六十四番一地先 右岸　久留米市山本町耳納字牛殺千七百八十番一地先	巨瀬川への合流点
藤町川	久留米市草野町吉木字上大日一番一地先ノ西吉木橋	三光川への合流点
三光川	左岸　久留米市草野町吉木字三光千二百三十一番二地先 右岸　久留米市草野町矢作字居釜口一番一地先	巨瀬川への合流点
発心川	左岸　久留米市草野町紅桃林字立頭三十四番一地先 右岸　久留米市草野町紅桃林字清水二百六十八番一地先	巨瀬川への合流点
堺川	左岸　久留米市草野町紅桃林字早田原二百十六番一地先 右岸　久留米市田主丸町中尾字出口千三百九十三番一地先	巨瀬川への合流点
東本川	左岸　久留米市田主丸町益生田字稗田屋敷千六百三十五番一地先 右岸　久留米市田主丸町益生田字姥屋敷千六百三十七番二地先	巨瀬川への合流点
樋ノ口川	うきは市吉井町鷹取字高尾千五百五十一番八地先ノ玄竹橋	巨瀬川への合流点
山曽谷川	左岸　うきは市吉井町福益字森下二百三十五番一地先 右岸　うきは市吉井町福益字内畑二百六十二番一地先	巨瀬川への合流点

○国土交通省告示第千八十四号

港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）第四条第六項の規定に基づき、技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

国土交通大臣　金子　恭之

技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示（平成十九年国土交通省告示第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（維持管理計画等） **第二条**　（略） ２　（略） ３　維持管理計画等は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項について定めることを標準とする。 一　当該施設の供用期間 二　当該施設全体及び当該施設を構成する部材の維持管理並びに当該施設の置かれる気象の状況及び将来の見通しを勘案した維持管理についての基本的な考え方	（維持管理計画等） **第二条**　（略） ２　（略） ３　維持管理計画等は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項について定めることを標準とする。 一　当該施設の供用期間並びに当該施設全体及び当該施設を構成する部材の維持管理についての基本的な考え方 （新設）